

内閣参質一八九第一三四号

平成二十七年五月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員福島みづほ君提出池子住宅地区及び海軍補助施設において発見された不発弾等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員(福島みづほ君)提出池子住宅地区及び海軍補助施設において発見された不発弾等に関する質問に対する答弁書

一について

池子住宅地区及び海軍補助施設の一部返還に伴う建物等移設工事のペイントボール場整備予定地で発見された不発弾等（以下「本件不発弾等」という。）については、合計五百四十九個との施工業者からの報告を受けて南関東防衛局から逗子市に対して情報提供をしたところであるが、陸上自衛隊が本件不発弾等を処理する際に詳細に確認等を行った結果、合計八百四十個であることが判明したものである。

二について

お尋ねの「一か所にまとまっていたのか、それとも点在していたのか」及び「それぞれどういう状態で出土したのか」の意味するところが必ずしも明らかでないが、本件不発弾等は、ペイントボール場整備予定地のほぼ全域の地中から発見されたものである。

三について

本件不発弾等の発見された場所が在日米軍施設・区域内であつたことから在日米軍等との調整に時間と

要したものであるが、その詳細については、相手方との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四及び五について

お尋ねの「年代はいつごろのものか」の意味するところが必ずしも明らかでないが、御指摘の「信管」及び「七十五ミリメートル砲弾」は、陸上自衛隊による処理時に腐食が進んでいたこと等から、その製造、使用等の時期について具体的にお示しすることは困難である。

六について

御指摘の「火工品」は、既に陸上自衛隊により処分されていること等から、お尋ねの「形状と大きさ」及び「砲弾に使用されたものか、爆弾に使用されたものか」についてお答えすることは困難である。

七について

本件不発弾等については、陸上自衛隊朝霞駐屯地に所在する第一〇二不発弾処理隊が処理を行つたものである。

また、本件不発弾等の処理に関し、陸上自衛隊大宮駐屯地に所在する中央特殊武器防護隊等の化学科部隊は派遣されていない。

八について

政府としては、逗子市が在日米軍と共同使用している池子住宅地区及び海軍補助施設の一部である約四十ヘクタールの土地において、現在のところ、お尋ねのような調査を実施する計画は有していないが、今後、不発弾等が発見された場合には、在日米軍及び関係地方公共団体と連携を取つて適切に対応していく考えである。

他方、ペイントボール場整備予定地である約八百平方メートルの土地については、平成二十六年七月から八月にかけて、金属探知機による探査を実施したところである。

